

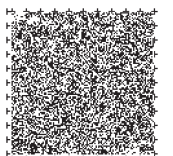
郡山市 地域福祉計画

概要版

第5期（令和8年度～令和11年度）



郡山市



1 地域福祉計画とは

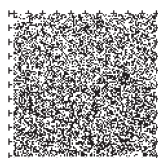
地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方であり、本計画は地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画です。

2 計画策定の趣旨と背景

近年、少子高齢化や人口減少が一層進行し、核家族世帯・単身世帯の増加、ライフスタイルに関する価値観の多様化も進んでいます。こうした社会構造の変化は、地域における人々のつながりを希薄化させ、従来、家庭や地域が担ってきた支えあい機能の低下を招いています。また、生活困窮、虐待、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、個人や世帯が抱える課題は、特定の分野に限定されず、複数の要因が絡み合い、複雑化・複合化しています。

多様化する地域福祉のニーズに対応していく必要があることから、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせることにより、市と住民、関係機関、事業者等が協働しながら支えあう地域共生社会の実現を目指すため、社会福祉法等の関係法令の趣旨に鑑み、第5期郡山市地域福祉計画を策定します。

【自助・互助・共助・公助のイメージ図】



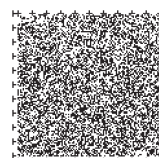
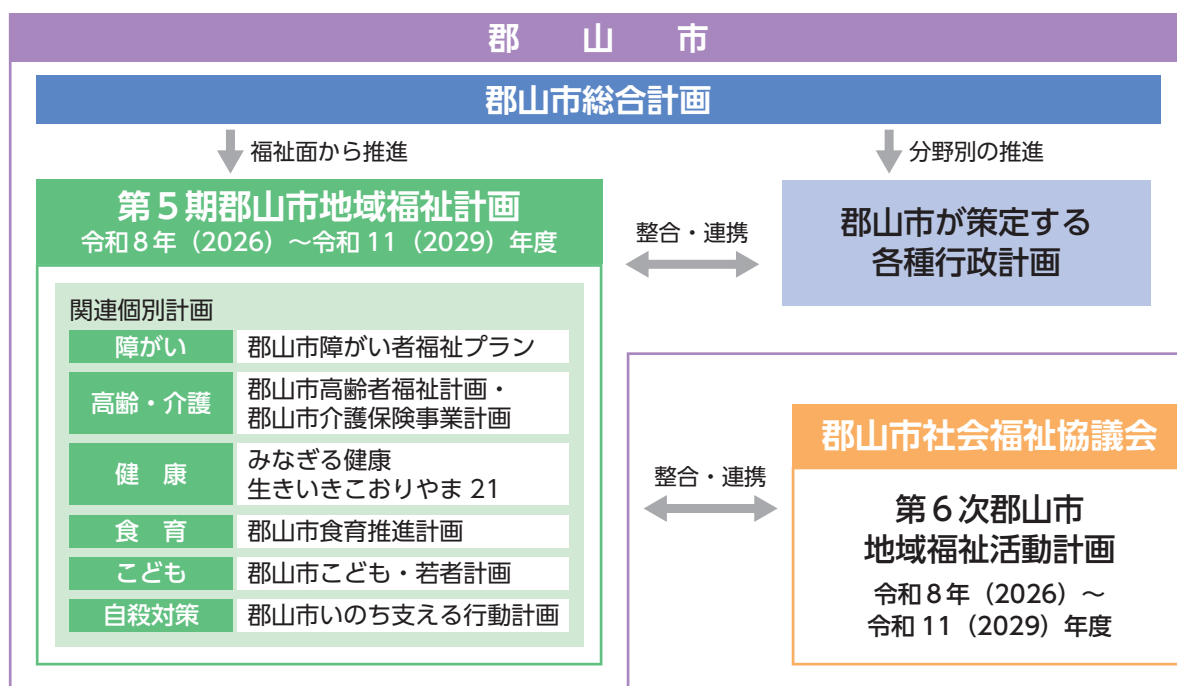
3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「郡山市総合計画」の保健福祉に関連する分野の部門別計画であると同時に、保健福祉分野における各個別計画の上位計画として定めています。

また、本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」の内容を包含し、一体的に策定しています。

併せて、社会福祉法第109条に規定する民間組織である社会福祉協議会が、地域住民や関係機関との連携により地域福祉活動の実践に向け策定する「第6次地域福祉活動計画」の理念計画としても位置付けています。

図 各計画との関係



4 計画の体系

【基本理念】

すべての世代がつながり、支えあい、
誰もが安心して暮らせる地域共生のまち 郡山

【施策の展開】

基本目標Ⅰ 誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち

基本目標Ⅱ 誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち

基本目標Ⅲ 誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち

施策の展開

基本目標Ⅰ 誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち	(1) 地域での支えあい、助けあい活動の推進
	(2) 地域における見守り支援体制の整備
	(3) 地域福祉の担い手の育成
基本目標Ⅱ 誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち	(1) 分野横断的な相談窓口の充実
	(2) 課題解決に向けたネットワークの構築
	(3) 必要な情報を届ける情報発信の充実
基本目標Ⅲ 誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち	(1) 生涯を通じた健康づくりの推進
	(2) こどもと子育て世代にやさしい環境整備
	(3) 保健・医療・福祉分野の充実と連携強化

横断的取組

孤独・孤立対策

権利擁護・虐待防止

身寄りのない方への支援

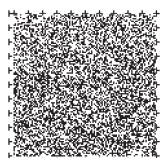
セーフコミュニティ推進

非常事態時
支援体制充実

SDGs の推進

DX の推進

重層的支援体制の充実



5 基本目標と基本施策

本計画は、基本理念の実現へ向け、基本目標とそれに紐づく基本施策を設定します。

基本目標Ⅰ 誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち

誰もが地域の中で担い手としての役割を持てるように、地域での支えあい助けあい活動の推進、地域における多様な主体への支援及び活動拠点の整備、地域福祉の担い手の育成を推進します。

基本施策（１）地域での支えあい、助けあい活動の推進

地域の自助力・互助力を持続的に高めていくために、地域活動に関する情報発信の充実や、地域団体への支援の一層の強化を図ります。

基本施策（２）地域における見守り支援体制の整備

各主体が連携し、日常の見守り活動、要支援者に関する日頃からの情報共有や地域の特性に合わせた支援体制の整備を推進します。

基本施策（３）地域福祉の担い手の育成

民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉の担い手に関する情報発信や研修の充実により、既存の担い手への支援を強化するとともに、新たな担い手の発掘・育成を推進します。

基本目標Ⅱ 誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち

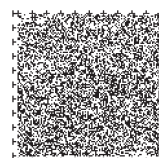
今後一層複雑化・複合化していくと考えられる福祉ニーズに対応するため、分野横断的な相談窓口の充実、課題解決に向けたネットワークの構築、必要な情報を届ける情報発信の充実に取り組みます。

基本施策（１）分野横断的な相談窓口の充実

複雑化・複合化した地域生活課題に対しては、関係機関等と連携した相談支援のコーディネートを行い、ワンストップで生活課題を受け止める相談場所やツールの充実を図ります。

基本施策（２）課題解決に向けたネットワークの構築

各主体との連携を一層強化し、限られた人員の中で互助・共助・公助がより効果的に機能する体制づくりに取り組みます。



基本施策（３）必要な情報を届ける情報発信の充実

誰もが必要なときに正確な情報へ円滑にアクセスできるよう、情報提供の手段と内容の一層の充実を図ります。

基本目標Ⅲ 誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち

こどもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で暮らしができるように、生涯を通じた健康づくりの推進、こどもと子育て世代にやさしい環境整備、保健・医療・福祉分野の充実と連携強化を進めます。

基本施策（１）生涯を通じた健康づくりの推進

保健分野の個別計画である「みなぎる健康生きいきこおりやま 21」及び「郡山市食育推進計画」との整合性を図りながら、誰もが生きいきと暮らせるような取組を推進します。

基本施策（２）こどもと子育て世代にやさしい環境整備

福祉分野の個別計画である「郡山市こども・若者計画」との整合性を図りつつ、すべてのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、健やかな成長を社会全体で支え合う環境整備に継続して取り組みます。

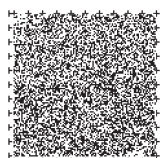
基本施策（３）保健・医療・福祉分野の充実と連携強化

医療・福祉の専門性と地域の力を結びつけた支援体制の一層の強化を図ります。

6 重層的支援体制整備事業実施計画

（１）背景と目的

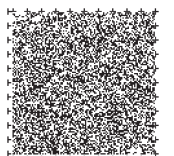
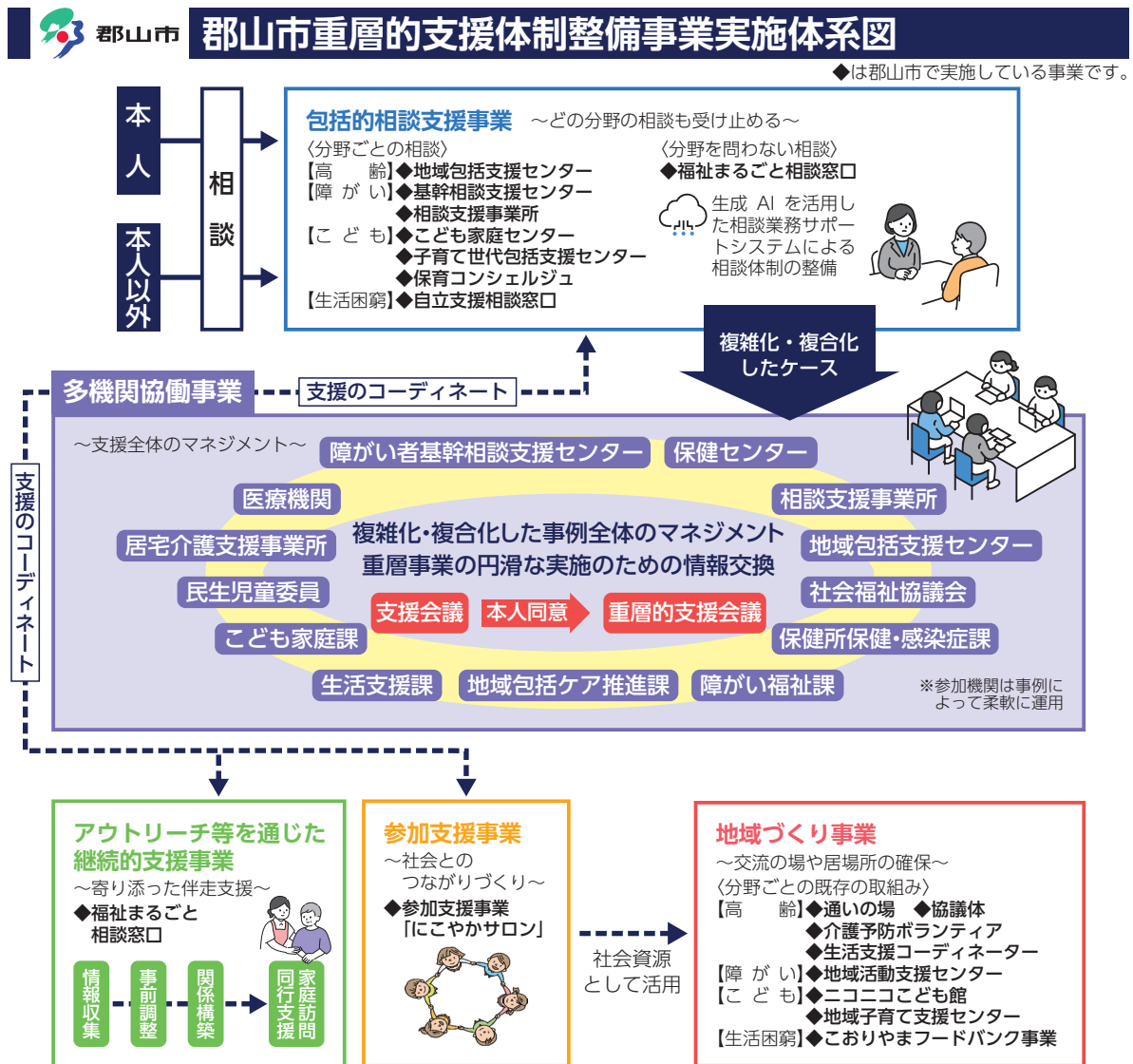
複雑化・複合化する課題を抱える世帯の増加や社会的孤立の問題の顕在化などに対応するための重層的支援体制整備事業の実施に当たり、本実施計画を策定し、事業の基本方針や方向性などについて各関係機関が共通認識のもとで包括的な支援体制の構築を図ります。



(2) 基本方針

- ・ 既存事業の活用 : 各分野における既存の取り組みを活かす。
- ・ 事業の一体的実施 : 分野を超えた連携により事業を一体的に実施する。
- ・ 多機関協働 : 関係機関のマネジメントによる重層的な支援体制の構築を図る。

(3) 事業実施体系



(4) 支援会議・重層的支援会議

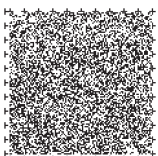
郡山市多機関協働事業等実施要綱に基づき、支援会議及び重層的支援会議を開催します。

支援会議	守秘義務により本人の同意がなくても情報共有を可能とし、課題を抱えたケースに係る予防的・早期の支援体制の検討を円滑に行う。
重層的支援会議	本人の同意を得たケースについて、各関係機関の役割分担やプランの適切性の協議、支援の方向性の共有や評価を行う。

第 5 期郡山市地域福祉計画【概要版】

令和 8（2026）年 3 月

発 行 郡山市
事務局 保健福祉部保健福祉総務課
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
電話 024-924-3822 FAX 024-924-2300
E-mail:hokenfukushi@city.koriyama.lg.jp
印 刷 不二石橋印刷株式会社



この印刷物は、環境にやさしいFSC®認証紙と植物油インキ、UDフォントを使用しています。紙へリサイクル可